

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の特殊勤務手当に関する細則

制 定 平成 31. 4. 1

最近改正 令和3. 8. 31

(趣旨)

第 1 条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程 (以下「旧給与規程」という。) 第 19 条第 2 項の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 危険現場作業手当
- 二 有害物取扱手当
- 三 防疫等作業手当
- 四 特殊現場作業手当
- 五 夜間特殊業務等手当
- 六 極地観測手当
- 七 入試手当
- 八 学位論文審査手当
- 九 法定職手当
- 十 病態等管理手当
- 十一 教員免許状更新講習講師手当

(危険現場作業手当)

第 3 条 危険現場作業手当は、事務局企画部施設課 (以下「施設課」という。) に勤務する職員 (中百舌鳥キャンパスで勤務する者に限る。) が地上又は水面上 10 メートル以上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行なう調査、測量、検査、工事の監督等の業務に従事した場合に支給する。

2 危険現場作業手当の額は、業務に従事した日一日につき、220 円 (当該業務が地上又は水面上 20 メートル以上の箇所で行なわれた場合にあっては、320 円) とする。

(有害物取扱手当)

第 4 条 有害物取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 事務局学務部教育推進課 (以下「教育推進課」という。) 及び事務局学務部りんくうキャンパス事務所 (以下「りんくうキャンパス事務所」という。) に勤務する職員 (教育推進課で勤務する者にあつては、中百舌鳥キャンパスで勤務する者に限る。) が、労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 16 条第 1 項各号、第 18 条各号若しくは別表第 3 第 1 号に掲げる物又はこれに準じる物 (別に定める物に限る。) を使用して行なう検査、試験又は研究補助の業務に一日につき 2 時間以上従事したとき。
- 二 教育推進課に勤務する職員 (中百舌鳥キャンパスで勤務する者に限る。) が、農薬取

締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条に規定する農薬のうち病虫害等の防除に用いられる殺菌剤及び殺虫剤並びに除草剤の散布の業務で、一日につき 1 時間以上行なう散布又は 500 平方メートル以上に行なう散布の業務に従事したとき。

2 有害物取扱手当の額は、業務に従事した日一日につき、250 円とする。

（防疫等作業手当）

第 5 条 防疫等作業手当は、結核に関し、事務局学務部学生課、羽曳野キャンパス事務所及びびりんくうキャンパス事務所に勤務する職員（学生課で勤務する職員にあつては、中百舌鳥キャンパスで勤務する者に限る。）が、それぞれ次に定める業務に従事した場合に支給する。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく結核の患者又は結核にかかっている疑いのある者に接する業務（事後に結核患者であると判明した場合に限る。）

二 結核菌が付着し、又は付着している疑いのある物の処理

三 結核菌の検査又は培養のためこれを取り扱う業務

2 教育推進課及びびりんくうキャンパス事務所に勤務する職員（教育推進課で勤務する職員にあつては、中百舌鳥キャンパスで勤務する者に限る。）が家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻その病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理の業務に従事したとき。

3 防疫等作業手当の額は、業務に従事した日一日につき、290 円とする。

（特殊現場作業手当）

第 6 条 特殊現場作業手当は教育推進課及びびりんくうキャンパス事務所に勤務する職員（教育推進課で勤務する職員にあつては、中百舌鳥キャンパスで勤務する者に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

一 牛舎、飼育棟、解剖棟又は家畜病院棟において教育研究用に飼育している家畜のふん尿を直接取り扱う作業。

二 高温（セ氏 40 度以上であることをいう。）の温室又はハウス室内で一日につき 2 時間以上行なう農作物の研究等の補助

三 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 1 条第 1 項に規定する獣畜その他の動物の死体の焼却作業

2 特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる業務 一日につき 150 円

二 前項第 3 号に掲げる業務 一日につき 520 円

（夜間特殊業務等手当）

第 7 条 夜間特殊業務等手当は、施設課に勤務する職員（中百舌鳥キャンパスで勤務する者に限る。）が、あらかじめ（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第 14 条第 2 項に規定する休日のうち 12 月 31 日、1 月 1 日、1 月 2 日

及び1月3日に勤務することを命ぜられ、その命令にかかる業務に従事したとき。

2 夜間特殊業務等手当の額は、その勤務一日につき、1,500円とする。

(極地観測手当)

第8条 極地観測手当は、国との業務契約により、教職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、国との業務契約に定める額とする。

(入試手当)

第9条 入試手当は、別表第1に掲げる入試区分に応じ、教職員(職員にあつては大学入学共通テストの区分に限る。)が同表に掲げる担当区分の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、同表に掲げる入試区分及び担当区分に応じて同表に掲げる額とする。

(学位論文審査手当)

第10条 大阪府立大学学位規程第3条第3項に該当する学位論文(論文博士)の審査を行った教員について、学位論文審査手当を支給する。

2 学位論文審査手当の額は、主査の業務を行う場合は、1件につき15,000円、副査の業務を行う場合は、1件につき7,500円とする。

(法定職手当)

第11条 法定職手当は、別表第2に掲げる法定職区分に応じ、教職員が同表に掲げる職務内容の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、同表に掲げる法定職区分に応じて同表に掲げる額とする。

3 法定職手当の支給を受ける教職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の法定職手当は支給しない。

(病態等管理手当)

第12条 病態等管理手当は、りんくうキャンパスの附属獣医臨床センターに勤務する教員が、センター内受診動物の病態管理又は病状の急変等により、深夜時間帯(午後10時から翌日の午前5時)に、緊急度の高い業務に従事する場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき次表に掲げる支給区分に応じて当該区分の額を支給する。

支給区分	支給額
1時間以下	2,000円
1時間超え2時間以下	4,000円
2時間超え4時間以下	8,000円
4時間超え6時間以下	12,000円
6時間超え7時間以下	14,000円

(教員免許状更新講習講師手当)

第12条の2 教員免許状更新講習講師手当は、教員が教員免許状更新講習で講義に従事した場合に支給する。

2 教員免許状更新講習講師手当の額は、講習1回(1時間)につき4,000円とする。

(併給禁止)

第 13 条 日額による特殊勤務手当(入試手当を除く。)が支給される場合において、一の特殊勤務手当についてこの細則に規定する当該特殊勤務手当が支給される場合の二以上に該当する日があるときは、その日については、これらの場合のうち手当の額が最も高い場合(同額であるときは、業務に従事した時間が最も長い業務に掛かる場合)にのみ該当するものとして特殊勤務手当を支給する。

(業務従事日数等の計算方法)

第 14 条 業務の従事日数は、暦日により計算する。

(特殊勤務手当実績簿)

第 15 条 所属長は、別に定めるところにより特殊勤務手当実績簿を作成しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この細則は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 教職員が、独立行政法人大学入試センターが実施する「平成 31 年度からの大学入学共通テストの導入に伴うプレテスト」に従事した場合は、第 9 条別表第 1 に掲げる入試区分「大学入試センター試験」の担当区分の業務に応じた手当額を支給する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第1

入試区分	担当区分	手当額	備考
大学院入試	問題作成	10,000 円/1教科	
	採点	5,000 円/1 回	
	監督等	5,000 円/1回	
	入試面接	5,000 円/1回	
大学入学共通テスト	監督 本部要員 警備・連絡等当日業務 監督補助(2教科)	15,000 円/1回	
	監督補助(1教科)	7,500 円/1回	
一般選抜入試	本部要員	5,000 円/1回	
	問題作成 (部会長・副部会長・ 主任・副主任含む)	40,000 円/1教科	
	採点	8,000 円/1回	
	監督	5,000 円/1回	
	入試面接	5,000 円/1 回	
特別選抜入試	問題作成	10,000 円/1教科	
	採点	5,000 円/1 回	
	監督等	5,000 円/1回	
	入試面接	5,000 円/1回	

備考

- 1 一般選抜入試の種類は、前期日程、中期日程、後期日程とする。
- 2 特別選抜入試の種類は次のとおりとする。
編入学、推薦入学、AO 入試、帰国生徒特別選抜、外国人留学生特別選抜、中国引揚者等子女特別選抜、社会人特別選抜、障がい者特別選抜
- 3 一般選抜入試と特別選抜入試の手当の支給は、入試の種類ごとに支給する。
- 4 ある一日の業務が複数の担当区分に該当する業務であった場合、当該担当区分ごとの手当額を比較し、もっとも手当額の高い担当区分に該当する業務に従事したものとして入試手当を支給する。
- 5 問題作成においては複数の教科について問題作成を行ったとしても、前項の定めに関わらず、その教科ごとに同表に掲げる手当額を支給するものとする。ただし、同一日程で同一試験問題を出題する場合は、一教科として扱う。
- 6 同表に掲げる入試区分の担当区分に従事し、入試手当の支給が伴う場合、旧給与規程第20条(時間外勤務手当)及び旧給与規程第21条(休日勤務手当)は適用しない。

別表第2

法定職区分	職務内容	手当額	根拠法
衛生管理者	作業環境の調査、定期巡視等労働者の健康管理	2,000 円/月	労働安全衛生法
エックス線作業主任者 ガンマ線作業主任者	エックス線、ガンマ線による汚染防止等(装置使用時の指導・監督)	2,000 円/月	労働安全衛生法
放射線取扱主任者 特定放射性同位元素防護措置管理者	放射線障害の防止にかかる監督 特定放射性同位元素の防護に関する業務の統一的な管理	2,000 円/月	放射性同位元素等の規制に関する法律
危険物取扱者	危険物の保安確保(ガソリン等危険物の購入、保存等の確認)	2,000 円/月	消防法
高圧ガス製造保安係員	製造施設の維持、製造方法の監視等	2,000 円/月	高圧ガス保安法
特定高圧ガス取扱主任者	特定高圧ガスの消費に係る保安に関する業務の管理	2,000 円/月	高圧ガス保安法
病原体等取扱主任者	病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止についての監督	2,000 円/月	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※複数の法定職区分に該当する場合は、それぞれ該当する法定職手当を支給する。